

新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱いについて

(1) 出席停止期間

・発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※「発症」…受診日ではなく、発熱等の明らかな症状をもって発症とする。

判断が難しい場合は、
医師の指示を仰ぐ。

～出席停止期間の数え方～

発症日当日・軽快当日は、「0日目」としてカウントする。

軽快後1日を経過しているが、
発症後5日目以内なので登校不可

発症後	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日目に軽快した場合	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目	登校×	登校×	登校×	登校○	→
2日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目	登校×	登校×	登校○	→
3日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目	登校×	登校○	→
4日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目	登校○	→
5日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目	登校○
6日目に軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快 (0日目)	軽快後 1日目

発症後5日を経過しているが、
軽快後1日目以内なので登校不可

(2) 新型コロナの診断が「ついた」場合

以下の点を、学校へご連絡ください。

- ①新型コロナの症状(発熱等)がいつから出たか。→発症日の確認
- ②医師に伝えられた出席停止期間

(3) 提出書類について

新型コロナが学校感染症の第二種に加えられたことから、インフルエンザ等の場合と同様に、**出席停止の際には、証明書類として、「病欠届(保護者が記入)」と「医療機関受診時にもらった領収書」または「薬剤の処方箋」の提出が必要となります。**

※病欠届の用紙は、お子様が登校可能となった後に、担任または養護教諭から生徒を通じて保護者の方にお渡しします。病欠届と併せて、「医療機関受診時にもらった領収書」または「薬剤の処方箋」をご提出ください。

※子ども医療費助成制度等により、医療費が発生せず、領収書等が手元にない場合には、「薬の袋」等での代用が可能です。

※寮生の場合は、養護教諭の監督のもと、お子様本人に病欠届を記入してもらいます(領収書や処方箋等は、お子様が登校する際に忘れずに持たせてください)。

★出席停止明けも、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。